

# 人事行政の運営状況

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、区職員人事の運営状況などをお知らせします。

図人事課人事係（☎5722-9650、㈹3715-8852）、職員数の状況は経営改革推進課（☎5722-9457、㈹5722-6134）



冊子「目黒区人事行政の運営等の状況について」は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・4階人事課で配布するほか、ホームページ（右コード）でご覧になれます。

◎は平成31年4／1現在

◆は令和2年4／1現在

## ●職員の任免・再任用の状況

		単位：人					
職員	採用 (平成31年4／2～令和2年4／1)	事務系	福祉系	技術系	技能労務系	幼稚園教諭	計
退職 (平成31年4／1～令和2年3／31)		66	12	25	2	2	107
再任用 (◆)	フルタイム	53	22	20	17	1	113
	短時間	72	18	17	22	0	129
		78	28	7	28	0	141

## ●職員

各年4／1現在、単位：人、▲はマイナス

部門・区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	元年	2年		
一般行政部門 普通会計	議会	13	13	0
	総務	345	364	19 増：情報化推進・危機管理・マイナンバーカード普及促進業務増員、国勢調査・オリンピック・パラリンピック実施年度
	税務	76	78	2 増：再任用職員の活用終了
	民生	835	824	▲11 増：保育園指導検査・生活保護業務増員、学童保育クラブの新設・委託化対応 減：保育園民営化
	衛生	236	240	4 増：災害医療・受動喫煙対策・民泊業務増員
	労働	1	1	0
	商工	16	15	▲1 減：プレミアム付商品券の終了
	土木	205	212	7 増：都市計画マスターplan・自転車シェアリング・分譲マンション適正管理・再開発事業支援業務増員
	小計	1,727	1,747	20
	教育部門	190	188	▲2 増：再任用職員の活用終了 減：学校事務・学校用務業務見直し
	小計	1,917 (166)	1,935 (134)	18 (▲32)
公営企業等会計	国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険	46 11 48	46 12 51	0 1 増：後期高齢者医療業務増 3 増：福祉施設指導検査業務増員
	小計	105 (6)	109 (7)	4 (1)
	合計	2,022 (172)	2,044 (141)	22 (▲31)

※職員数は一般職に属する職員数（再任用フルタイム勤務職員を含む）で、休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、臨時・非常勤・会計年度任用職員を除く

※（ ）内は再任用短時間勤務職員数で、小・合計に含まない

## ●職員の服務・勤務条件

服務に関する義務 職務に専念する義務などが地方公務員法で規定

勤務時間（標準的なもの） 8：30～17：15（休憩時間60分間を含む）

休暇 年次有給休暇、病気休暇などを、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例で規定

## ●職員の退職管理

地方公務員法では、退職管理の適正を確保する観点から、営利企業などに再就職した元職員が、離職前の特定の職務に関して、現職職員に働きかけをすることを禁止しています。

区は、職員倫理条例により、職員に対する公正な職務遂行を損なう行為の要求を禁止しています。また、契約及び許認可等の業務に対する働きかけに関する取扱要綱により、働きかけの内容を記録・公表することで、全職員が汚職や不正に関わることの未然防止に積極的に取り組んでいます。

## ●職員の研修（年度）

職員の在職年数や各職層に応じた能力の向上を図るため、区独自の研修（39講座3,281人）や、23区が合同で設置した特別区職員研修所での共同研修（82講座597人）、研修機関への派遣研修や各職場で外部の講師を依頼する職場研修（39講座265人）に参加しました。

## ●職員の福利厚生

東京都職員共済組合など 東京都職員共済組合は、職員の健康保険や年金事業などを行い、必要経費は職員と地方公共団体が負担しています。特別区職員互助組合は、職員のライフプランと自己啓発への支援を目的に、職員が負担する組合費と各種保険の事務手数料などの事業収入で運営しています。目黒区職員互助会は、職員への給付・貸し付け・文化体育事業などを行い、職員が負担する会費と区の補助金等で運営しています。

職員への貸与 住宅に困窮する職員に職員住宅を貸与するほか、衛生や安全に関する法令の定めなどにより、職務遂行のために必要な職員には被服を貸与しています。

職員の健康管理 年1回の定期健康診断・ストレスチェック、安全衛生委員会による職場の安全衛生を確保する取り組みを実施しています。

公務災害補償 公務中の傷病や通勤途上での負傷は、地方公務員災害補償法に基づき、補償しています。

## ●職員の給与

職員給与は、特別区人事委員会が民間企業の給与や物価の動向、生計費の状況などを調査したうえで適正な給与を勧告し、これを受けて区長が条例案を区議会に提出して、区議会の審議後、条例で定められます。

\*人件費・給与費は四捨五入しているため合計額などと一致しません

### 人件費（年度普通会計決算）\*

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	〈参考〉平成30年度人件費率
1,028億923万円	209億324万円	20.33%	22.04%

### 給与費（年度普通会計決算）\*

職員数(A) (◎)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,920人	68億7,097万円	27億3,742万円	33億152万円	129億992万円	672万円

※再任用短時間勤務職員は、上記の給与算定に含まない

※職員数は一般職に属する職員数（再任用フルタイム勤務職員を含む）で、休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、公営企業等会計の計上職員、臨時・非常勤職員を除く

※職員手当は退職手当を含まない

### 平均給料・給与・年齢

区分	平均給料	平均給与	平均年齢	◆
				一般行政職 月額298,228円 技能労務職 月額292,398円
一般行政職	月額298,228円	月額435,740円	40.7歳	
技能労務職	月額292,398円	月額384,375円	51.6歳	

※平均給与は給料と諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除く）を含む

※一般行政職は、国の税務、福祉、医師・医療技術、看護・保健、技能労務、教育職に相当する職を除く常勤職員

### 初任給

I類（大学卒程度）	183,700円	III類（高校卒程度）	147,100円
-----------	----------	-------------	----------

### 経験年数別・学歴別平均給料月額

経験年数	10年	20年	25年	30年	◆
					一般行政職 大学卒
一般行政職 高校卒	217,338円	303,788円	348,213円	374,083円	平均支給年額
技能労務職	199,183円	282,840円	302,600円	296,908円	平均支給年額

※経験年数は採用前の職歴などを加算した年数を含む

※対象者が少ないため、一般行政職高校卒10年は近似の9～11年・高校卒20年は近似の19～21年・高校卒25年は近似の24～26年を含めた平均給料月額、技能労務職10年は近似の8～12年・技能労務職20年は19～21年の平均給料月額を掲載

### 職員手当

扶養手当	配偶者			6,000円
	父母など	子（22歳に到達後最初の3／31まで）	16～22歳の子に対する加算	
地域手当 (元年度)	支給額（全職員対象） (給料+扶養手当+管理職手当)×20.0%	平均支給年額	703	